

(仮称)寝屋川市健康増進計画 の概要(案)

平成29年7月

健康部健康推進室

本市では、平成 27 年度に第五次寝屋川市総合計画後期基本計画を策定し、「命を守る」ことを市政の基本として、「子どもを守る」「街を守る」「生活（くらし）を守る」という視点から市政改革に取り組むとともに、本市が将来にわたって活力ある社会を維持するため、更には市民ニーズを的確に把握し、ニーズに即した市民サービスの充実を図り、「笑顔が広がるまちづくり」に取り組んでいるところです。

誰もが生涯にわたり充実した人生を送るには、市民一人一人が健康の保持・増進に取り組み、健康寿命を延ばしていくことが必要です。市政の基本である「命を守る」施策を推進するため、食育・歯科口腔・自殺対策など身体的・精神的な個別要素を含んだ、市民の健康増進を総合的に推進するためのマスタープランである（仮称）寝屋川市健康増進計画（以下「計画」と言います。）を策定します。

1 計画の構成と計画期間

(1) 構成

計画は、以下の4つの計画の要素を含んだ包括的な計画として策定します。
また、平成 31 年 4 月の中核市移行に伴う市保健所の設置も見据えた計画とします。

- ① 健康増進計画
- ② 食育推進計画
- ③ 歯科口腔保健計画
- ④ 自殺対策計画

(2) 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間です。

2 計画策定の基本的な考え方 (策定のアウトライン)

計画の策定に当たっては、次の基本的な考えの下で進めます。

① 社会状況や市民ニーズを踏まえた計画

国・府の動き、社会経済情勢の変化及び多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した計画とします。



② 市民参画による計画

市民アンケートやパブリック・コメント手続等の実施、市民等で構成する健康増進計画推進委員会の開催など、市民が参画して策定する計画とします。

③ 分かりやすい計画

“市民と行政が共有できる計画” とするため、分かりやすい表現方法にするとともに、市民と行政の共通の“まちづくりの目標”として目標数値等を設定するなど、市民にも分かりやすく親しみやすい計画とします。

3 策定体制

(1) 計画推進委員会

計画を多方面にわたって検討するための執行機関の附属機関です。

学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、関係機関・団体の職員、市民、市職員等で構成します。

(2) 市民参画

① 計画推進委員会

計画を多方面にわたって検討するための執行機関の附属機関です。

学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、関係機関・団体の職員、市民、市職員等で構成します。

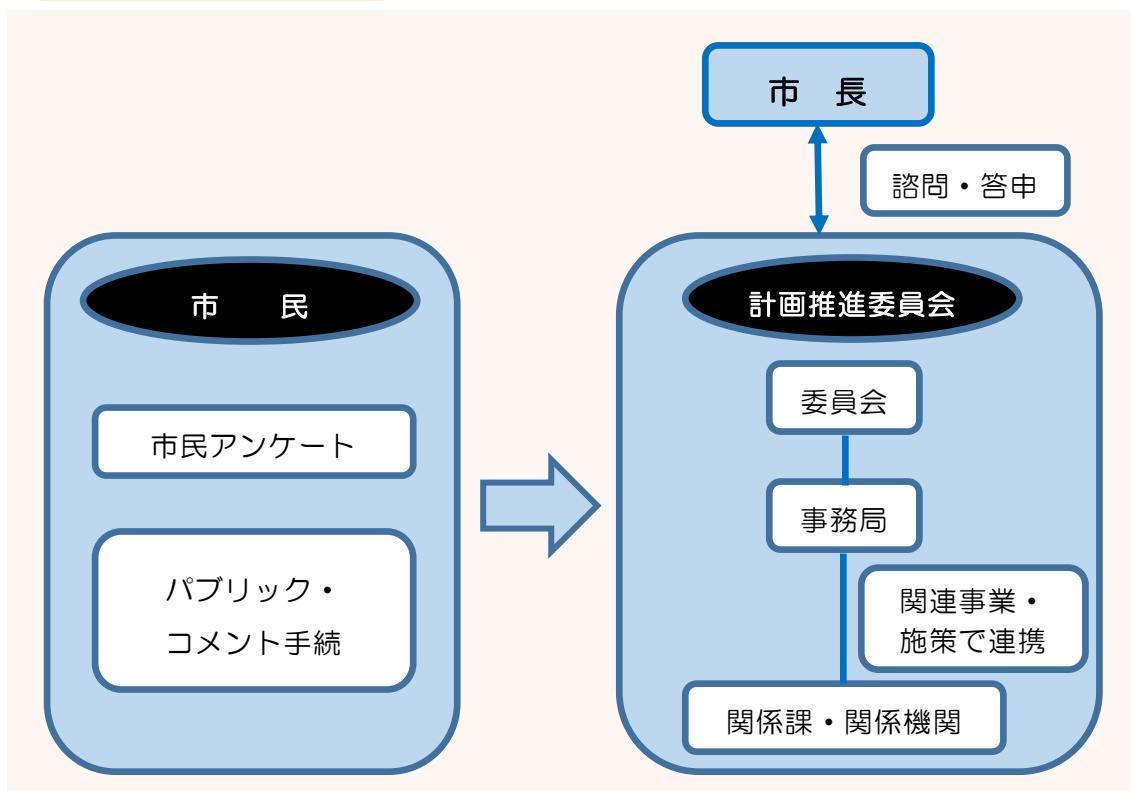
② 市民アンケート

健康づくりに関する市民意識を把握するため、市民アンケートを実施します。

③ パブリック・コメント手続

公正の確保と透明性の向上を図るため、計画試案を市ホームページなどで公表し、幅広く市民の意見を募集します。

策定体制のスキーム



4 主なスケジュール等

月	実施内容
7月	★
8月	★ 寝屋川市健康増進計画推進委員会の開催（6回開催予定）
9月	
10月	★ 市民アンケートの実施
11月	★ 計画へ反映
12月	★
1月	パブリック・コメント 手続の実施
2月	★ 計画へ反映

